

明治維新前後の神宮神職家のイ工儀礼

濱千代 早由美

序 神主家のむかえた近代 年中行事に見られる
イ工儀礼から

明治四年（一八七二）、新政府の宗教政策の一環として、神宮の制度改革が断行された。これによって、旧来の祀職家や御師などが廃絶することとなり、神宮の鳥居前町⁽¹⁾の暮らしは大きく変わった。本稿では、物忌家において、明治維新をまたぐ時期に記された三篇の年中行事記を比較することにより、神宮神職家がどのように近代を迎えたのかを知る手がかりとしたい。

年中行事記を扱うにあたっては、暦の問題にも留意する必要がある。太陽暦への改暦もまた、明治維新後の大きな変化であった。明治五年（一八七二）十一月九日「太政官布告（第三三七号）」により、約一か月後の明治五年十二月三日が、突然、明治六年（一八七三）一月一日となった。改暦

の決定から施行まで、一か月もないという慌ただしさであったこと、日本の生産暦が旧暦（太陰太陽暦）に合致していたことなどから、改暦に伴う混乱は各地でみられた。庶民は新暦に変わっても旧暦にもとづいて生活しようとし、年中行事や私的なことは旧暦に合わせて行われていたという。明治四十年（一九〇七）第二十四回帝国議会で「太陰暦月日ヲ曆ニ記載スルコトヲ廃スルノ議」が決定され、文部省令により、明治四十三年（一九一〇）度より、曆に旧暦を書くことが禁じられる。わざわざ禁じねばならないほど、このころまで旧暦に依拠した暮らしが一般的だったことがうかがえる。全国的に新暦が用いられるようになったのは、戦後の高度成長期になってからだだった。

ところで、周知のとおり、神宮と暦の関係は深い。御師は、年末に神宮大麻とともに伊勢暦を配ったが、御師制度の廃止によって伊勢暦の頒曆も中止された。頒曆商社が組

織されて頒布を行ったが、暦注のない新暦は売れ行きが悪かったという。内務省は、明治十五年（一八八二）、神宮司庁に頒布を委ね、明治六年（一八七三）から昭和二十年（一九四五）までの官暦は神宮司庁が発行することになった。第二次世界大戦以前、日本において一般に頒布される冊子形式の暦は、大日本帝国政府が編纂し神宮司庁が発行する本暦のみだった。新暦が発行される町となった伊勢で、改暦をふくんだ近代化がどのように起こったのかという問題も、興味のつきないところである。

第一章 神職家の年中行事記録

年中行事は、毎年、毎年、同じ日に繰り返される一連の行事である。本稿で参照する資料には、それぞれに傾向は異なるものの、行事の日程、用意すべきもの、連絡すべき人、膳の配置、供物の供え方などが細かく記され、変更点はその都度追記される。記帳や整理は一見、煩雑に見えるが、合理的な判断の基準となっていた。何をどれだけ用意するのか、どのように用意するのか、年頭の挨拶に行くかどうかなど、付き合い方の判断は、記録された「先例」にない、変更する場合は合理的な判断の元に行われ、これらの変更もまた、追記されていた。

本稿で参照するのは、神宮の御師・岩井田大夫であると

同時に、神宮の祠官をつとめた岩井田家の年中行事記である。岩井田家は、鎌倉時代以降、近世まで内宮大物忌父おもしろいひろぢを家職とした。大物忌父は、神宮祭祀のうち、神饌や玉串の奉典、正殿の鍵の取り扱いなどの重要な役割を担う童女（物忌、子良）の補佐役とされ、神宮内で重要な地位にあった。大物忌父と物忌との関係は、古代には実の親子であったが、後世には大物忌父をつとめる家が固定化し、物忌と擬制的親子関係を結んでつとめるようになった。また、中世頃より大物忌父は権禰宜を兼務し、長官禰宜の被官として公文などの職にも携わった。明治四年（一八七二）、新政府の宗教政策の一環として、伊勢神宮の制度改革が断行されるが、岩井田家も例外ではなくこの対象となり、御師廃絶後は、何人かの御師とともに養蚕業をおこしたり、神宮皇學館の学生対象の下宿を営んだりしていたようである。しかし、神宮との関係が途絶えたわけではなく、十六代尚ひさま行（天保十年四月十八日〜明治二十九年四月十六日）は、その後、再度神宮主典に任じられ、遷宮造営などにも関わり、後には権禰宜となっている。

岩井田家所蔵の史料群（以下、「岩井田家資料」⁽²⁾）には、『留守中心得雑記』『年中行事記草稿』の二点の年中行事記が含まれている。この二点に加えて、『内宮子良年中諸格雜事記』⁽³⁾を参照する。この資料も岩井田家に関連する年中行事

事記である。

参照する三点の史料の性格と、おおよその成立年代は以下の通りである。

①『内宮子良年中諸格雜事記』寛保元年（一七四一）

物忌父をつとめた原時芳が、寛保元年（一七四一）に記したもので、時芳の子孫である時量の代に、岩井田徳輝が譲り受けた。以後、岩井田家に伝わった自筆原本を底本としてまとめられたものである。徳輝は、享和三年（一八〇三）に生まれ、安政六年（一八五九）に亡くなっている。禰宜を経て、天保五年（一八三四）年正月、物忌に補され、弘化三年（一八四六）五月五日、一薦に転じた。神宮文庫には、孫福弘孚が書写し、頭注と書き入れを行った複写本が収められている。

白散御饗をはじめ、諸祭の準備や直会、配分などが詳細に記され、子良長官年礼乃式法、子良放など、物忌父としての記述も特徴的である。三点の中では、神宮の神職家の記録としての性格は最も濃い。神宮関連にとどまらず、岩井田家初連歌、節会行事、三座申樂翁始、宇治二郷子火等も記録されている。

②『留守中心得雜記』文久元年（一八六一）

徳輝は安政六年（一八五九）に亡くなっているため、文久元年（一八六一）に記された『留守中心得雜記』は、徳輝が亡くなった後、その子である尚行の代に実施していた年中行事とみることができよう。

冒頭に朱で、「臨時用向之事」とあり、途中まで職務執行（政所）の件が記され、途中から、年中行事についての記述となる。十月の記述からはじまり三月まで記した後、十二月の記述が再度始まっている。記述内容は、実務に関する書類の雛形や手伝い人への賃金、私参宮、臨時奉幣の手配等の記録が多く、膳の詳細、着座順等が、図入りで記されている。行事の実施にあたっての連絡先、年礼のやり取りについての覚えのような加筆も多い。非常に実務的なものとなっており、家に関する儀礼はほとんどみられず、神職としての出仕記録（祝詞の準備、竈木の手配、服装等）、子良の饗応についての記述量が多い。加筆の仕方等から、何年かに渡って参照されていたようで、途中からは、その日の天候なども含めた、日誌的な記述になっている。

③『年中行吏記草稿』明治十四年から明治二十三年頃か？

『年中行吏記草稿』については、明確な年代等が記されていない。

本文中に、尚行とその妻や母についての記述が認められ、尚行の時代の記録であることは間違いない。また、養子についての記述もあり、明治八年（一八七五）生まれのこの少年が明治十四（一八八二）年頃に岩井田を名乗っている書簡と、明治二十三年（一八九〇）の年末に離縁したことを尋常小学校に届けた「異動届」が残っていることから、明治十四年から明治二十三年頃までにおおよその体裁が整ったと考えられる。さらに、尚行の「正忌日」についての記述があることからみて、尚行が亡くなった明治二十九年（一八九六）以降も参照され、追記されたようである。

この時代には子良に関する職務はすでに無くなっているため、子良に関する記述は無く、献立や膳の配置、用意するものの内容がより詳しくなり、図も多くなっている。また、明治維新後に記された記録であるため、新暦と旧暦の併用や、家族に関する行事（誕生祝い、命日）、明治維新後に行われるようになった祭日の記述、改暦後の変更点についての記述等が出てくるのも特徴である。また、井戸の水替、

煤払、餅搗などは、年男、家来、雇女が行ったが、この人たちに出す食事や謝礼についても細かく記されている。

『留守中心得雑記』に比べると、神宮改革後の資料であるため、御師としての記述、神職家としての記述が薄くなっている。

第二章 記述事項の変化

岩井田家は、物忌父をつとめた家柄であるため、他の禰宜とは職分も異なっていたことが予想され、その分析も重要な問題であり、個々の行事についても詳細な解説が必要であろう。しかし、本稿では、神主家がどのような近代を迎えたのかを知るために、年中行事記から、神職としての活動に関する部分、御師としての活動に関する部分を、思い切つてふるい落とし、家に関する記述を抽出してみよう。

表1は、『内宮子良年中諸格雑事記』『留守中心得雑記』

『年中行吏記草稿』の記述内容を比較したものである。表1では、『年中行吏記草稿』の項目がほとんど空欄のままとなっている。これは、他の二点と異なった記述項目が多いためであり、この点については、あらためて抽出することとする。記述されている項目は、その時点で書きとめる必要があったものであることにすぎず、記述がないことが、その行事を行っていないということにはならないことに留

表 1 岩井田家年中行事記に記述された諸行事

	内宮子良年中諸格雑事記	留守中心得雑記	年中行事草稿	
1月	元旦、7日、 15日	白散大御饌調進		
	元旦未明	白散大御饌供進行事		
	1日	子良長官年禮	元旦 元旦御饌	
	2日ヨリ	子良殿初当番事	2日 大工削始	
			年礼(乳母方串柿・朝熊村年寄・下田辺村・地廻り等より、親類へ樽)	
			はき初之事(年男之役也)	
			「夜 神々江燈明 年男行之」	
			3日 年礼のやりとり(神領六カ村から、長官・親類へ)	
		節分之行事		
	初卯日	卯杖祭行事		
			上中旬 撰吉日御竈木奉納之事	
	4日	三座申樂翁始之事	4日 「通り合田大夫翁ののふを奉ル由申来 当方不參の由申遣ス」 年礼、年玉のやりとり	
	6日	岩井田家初連歌事	6日 岩井田連哥并伊勢海連哥(岩井田連哥六日／伊勢海連哥廿五日)	
	7日	宇治二郷子火之事	7日 御饌 年礼・年玉のやり取り(朝熊村、山田松尾大夫、世木寺、有尔村) 夜 七草	
	8日	御子良母良節事 御奉行所年頭務之事	8日 子良節事	
	11日	三旬日交替之事 御祓申初之事	11日	
	14日	水量之次第事	14日 夜 燈明	
	14日、15日	粥御饌調進之事		
	15日	御竈木奉納之事	15日 御饌 御竈木奉納 小豆粥	
	16日、17日	宇治二郷弓祭事 正四七九月各21日または26日		
	2月	1日	嶽山神事	1日 嶽山伊賀■神事
		9日	祈稔祭行事	9日 祈年祭
		11日	春季神感事	11日 春季神感
3月	2日	桃花大御饌行事	2日 御饌	
	11日	山宮祭	11日 參宮	
4月	初申日	荒木田氏神祭事	旧四月初 氏神祭 申日	

	四六九月各 11日交替後	刀禰三度之事	11日	参		
	14日	風日祈宮祭礼事（御笠神事）	14日	御衣		
		神御衣祭之事				
5月			1日	大盛御供調進		
	5日	菖蒲大御饌調進之事				
				五月大子良様 祝飯		
			11日	楠部村へ 大御田祭用 扇子、本笠、絵等		
		御神田植之事	14日	大御田祭		
		堅塩調進之事				
6月	1日	熨斗鮑熨斗螺檜籠自国崎 調進事				
	15日	贊海神事（濱出） 興玉并御占神事				
	16日	切原村上分小麦之事 由貴御饌調用物之事 河原御祓之事 由貴御饌宵暁供進事 御膳調様并取替之事	16日	政所祓		
		於摩加利取為替次第 於摩加利 并 祭具配分				
	17日	月次祭之事			17日	月次祭
	18日	興玉宮比矢乃筵祭事				
	19日	瀧祭宮神態之事 月読伊弉諾二宮神態之事				
	20日	小朝熊社神態之事				
	22日	瀧原竝二宮祭禮之事				
	25日	伊雜宮祭禮之事				
		風日祈宮祭禮				
	晦日	輪越神事次第				
7月	4日	風日祈神態柏流神事	4日	柏流神事		
			7日	井戸水替	7日	井戸替
8月					旧八月廿一日	当町水神祭
					旧八月十五日	鏡餅も月輪二備ル 古来芋団子ヲ備ルヨ り近年赤いもたんこ を備ル
9月	8日、9日	菊華御饌供進		菊ノ御饌參勤政所代		
	11日	於御機殿奉織御衣事				
	12、3日頃	御膳米納所配分之事 明松取之事				
	14日	拔穂神事次第				
	14、15、16日	神御衣祭事				
		川良祓并稻札之事 有爾調進土器事				
	17日	神嘗祭之事				
	18日	内御神態并荒祭宮祭禮事				
	19日～25日	別宮祭礼之事				

10月	1日	御稻奉納之事				
			9日	遠閑日ニ付 岩井寺ニ 米壹升 麩三品遣ス 事		
			15日	竈ぬり		
			晦日	黒米壹升 山神館ニ遣 ス	旧十月二 十日	新米神供并祝飯如常 夷子講
					旧十一月初 申日	氏神祭四月ノ如シ
11月	1日	大山神社神態之事				
	初申日	氏神祭	初申	氏神祭	旧十一月初 申日	氏神祭
					3日	天長節
			7日	下館町大山神へ御饌調 進	旧十一月 七日	山神
			10日	神態神事		
	11日、12日	冬季神態之事		冬季神態		
12月	8日	大子良殿煤拂之事			23日	新嘗祭
			11日	白米壹斗岩井寺へ遣ス 年中時米也		
	13日		13日	す、拂	13日	煤取
		天和元年本宮依炎上日		同夜天如御炎上之当日 ニ付勢揃有之当方名代 一人宮中廻り子ら殿へ 相詰可申候事		
	15日	贅海神事	15日	御占神事		
		興玉并御占神事				
			16日	川原祓神事	16日	
				有尔々ホフロク大小ニ 台受取		
				宵暁御餅		
	17日	月次祭之事	17日	月次祭	17日	月次祭
	18日	内御神態并荒祭宮祭禮事 私御饌供進之事	18日	私御饌		
		(以下は、6月とほぼ同様 のため、簡略化した記述) 6月と同様に出納渡(御 稲、御塩、長箸、檜籠、熨斗 鮑、螺、松明、明シ松、有爾 土器等)	19日	月読宮詔刀出納内人江 渡		
			20日	小朝態神事		
		24日	餅搗			
		25日	風宮神事	25日	餅搗	
大歳夜	本宮并豊受献御燈事					

『内宮子良年中諸格雜事記』の記述を基礎とし、『留守中心得雜記』および『年中行吏記草稿』から関連事項を抽出した。

表2 重複する行事

	内宮子良年中諸格雜事記	留守中心得雜記	年中行事記草稿
1月	4日	三座申樂翁始之事	4日 通り合田大夫方翁のふを奉ル由申來 当方不參の由申遣ス
	6日	岩井田家初連歌事	6日 岩井田連哥并伊勢海連哥(岩井田連哥六日/伊勢海連哥廿五日)
	8日	御子良母良節事	8日 子良節事
2月	15日	御竈木奉納之事	15日 御竈木奉納
	1日	歙山神事	1日 歙山伊賀■神事
	9日	祈禊祭行事	9日 祈年祭
3月	11日	春季神態事	11日 春季神態
	2日	桃花大御饌行事	2日 御饌
4月	初申日	荒木田氏神祭事	
	14日	神御衣祭之事	14日 御衣 祖承 參
5月		御神田植之事	14日 大御田祭執行 參勤
6月	17日	月次祭之事	
7月	4日	風日祈神態柏流神事	4日 柏流神事
			7日 井戸水替
9月	8日、9日	菊華御饌供進	菊ノ御饌參勤政所代
11月	初申日	氏神祭	初申 氏神祭
			7日 下館町大山神へ御饌調進
	11日、12日	冬季神態之事	冬季神態
12月	8日	太子良殿煤拂之事	
	13日		13日 す、拂
		天和元年本宮依茨上日	同夜天如御炎上之当日ニ付勢揃有之当方名代一人宮中廻り子ら殿へ相詰可申候事
	15日	興玉并御占神事	15日 御占神事
	17日	月次祭之事	17日 月次祭
	18日	私御饌供進之事	18日 私御饌

『内宮子良年中諸格雜事記』、『留守中心得雜記』、『年中行事記草稿』に共通して記述されている事項を抽出した。

意すべきであろう。

行事の多くなる一月、六月、九月、十二月の記述量は、非常に多くなっている。十二月については、六月とほぼ同様のものが多いために、簡略化された記述になっている。

表2は、二点以上の資料に記述がある事項を抽出したものである。

例えば、一月の項を見てみると、表1では、およそ二〇の行事がみとめられるが、共通するものだけを抽出した表2では、わずか四件にすぎない。『留守中心得雜記』では、年礼のやり取りや、燈明をともすことなどについての記述が多くなっている。表2の四件も、『年中行事記草稿』には記されておらず、そのかわりに家庭内の諸神に供える供物や家庭内の祝飯が、献立内容まで詳しく記されている。

正月の年礼は、神拝を済ませた後に、親族や交友のある家に年賀を述べにまわるもので、『宇治山田市史』(宇治山田市編、宇治山田市役所、一九二九年)によれば、神官の場合は、身分相当の装束でまわったようである。また、年玉として差樽、八帖(美濃紙、あるいは半紙二帖を上

包して水引をかけ、田作を熨斗の代わりに二つつける)、扇子、干柿、牛蒡、蜜柑、手拭、呉服、太物などを持参したり、使者をたてて送った。『留守中心得雑記』には、このような贈答の内容が詳しく書かれており、神宮の祭祀に関する記述は減ったものの、神職や御師同志の交際についての記述の厚みが、年間を通して増している。『留守中心得雑記』は、神宮での職務を遂行しつつ、地域社会で円滑な人間関係を築くための記録と言えよう。また、御師としての実務は手代が行っていたためか、御師としての活動内容がほとんど見られない。

また、『留守中心得雑記』『年中行吏記草稿』を比較してみると、共通して記されている行事は、井戸替や煤払といった実務的作業と、氏神や山神といった地域の祭祀に関するものに限定される。『年中行吏記草稿』は、他の二点と比べると家庭内の祭祀についての記述が圧倒的に多く、また、水神祭、夷子講等の地域の民俗行事については、この資料にのみ記されている。他の二点では、八月の行事が全く記されていないが、旧暦の八月一日に餅を供えたことが分かる。記述されなかった時代に、これらの行事が行われていたのではなく、その時の記述方針と異なったために記されなかったと見るべきで、実際の宇治の暮らしは、これら三篇の年中行事記に記された行事、すなわち、神宮

に関する年中行事、御師としての年中行事、宇治の民俗としての年中行事、個々の家の年中行事がそれぞれ行われることによって、総合的に成立するものである。

第三章 家庭内での年中行事

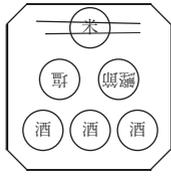
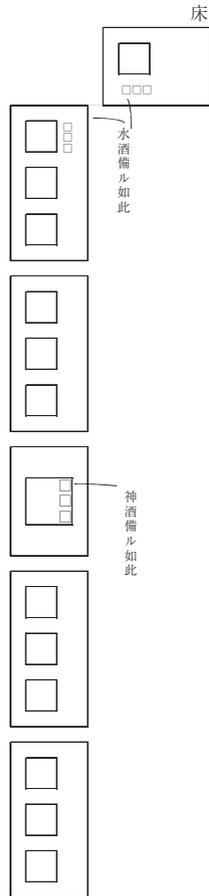
『年中行吏記草稿』は、他の二点に比べると、家庭内の年中行事の比重が圧倒的に大きい。表3は、『年中行吏記草稿』から、行事のときの供物の詳細が記されている部分を抽出したものである。

岩井田家の場合は、行事の際には、大黒、夷子、竈神、祖神、金神、方主、宝神、巳の神に供え物をしたようで、その供え方が図入りで記されている。資料1と資料2は、氏神祭の実施方法について、『留守中心得雑記』『年中行吏記草稿』から、その記述箇所を翻刻したものである。氏神祭は春と秋に行われ、実施方法は同様である。『留守中心得雑記』は十月から記述がはじまっており、氏神祭の初出が秋になるため、十一月の実施分のみが図解されている。両資料を比べてみると、図が左右逆になっているもの、おおむね同じ図が描かれている。後に記された『年中行吏記草稿』の方が、説明も細かく、『留守中心得雑記』で加筆された部分(例えば、用意するものとして「小豆 壹升」と加筆するなど、より詳細になっている)も反映されている。ま

資料1 氏神祭の実施方法（『留守中心得雜記』）

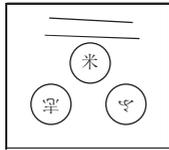
- 十一月
 一 初申ノ日 氏神祭之祭具
 白米 五升 黒米 五升
 大根 壹把 生魚 壹尾
 鰯節 御酒 洗米 塩
 各あり合二而よし
 （異筆）小豆 壹升

祭り様
 玄米五升 大根居台
 白米五升 小豆壹升 魚居台
 巖州圖



八寸折敷御箸繪短はし
 土器 はたひき

如此壹膳



四寸折敷御箸同上
 土器 小つぼ

如此三膳

八寸折敷ニはたひき土器ニ盛備ル事壹膳、四寸折敷小壺土器ニ盛備ル事拾三膳也ふせつを敷其上に案ノ板を五脚居中ノ案上ニ八寸折敷壹膳居左右ノ案上に四寸折敷三膳ツ、居事四脚左之頭い下座江向いて案ノ板壹脚又居ふせつあり此案ニ四寸折敷壹膳居御神酒三献也壹献毎ニ八拜八平手あり相終り而後中八寸ノ膳を下ケ祭主直会也 但し直会之時八寸折敷右祭主者横地殿相頼可申事

資料2 氏神祭の実施方法 (『年中行事記草稿』)

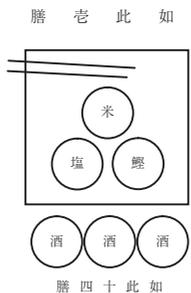
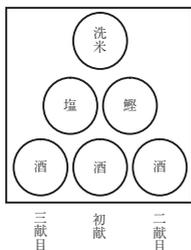
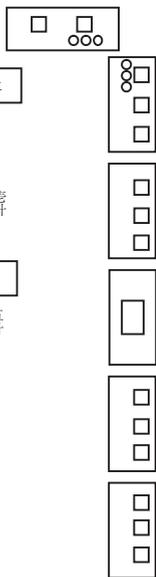
旧四月初申日 氏神祭

用意品

白米五升 玄米五升 小豆老升
大根老把 生魚老尾 神酒二合
洗米式合 但鯛小鱈也 割鱈節
塩半合

備へ様ノ図

床

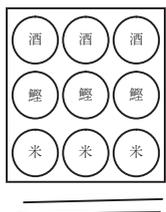


八寸折敷
箸八椀短箸
土器ハタヒキ

四寸折敷
御箸同上
土器小つは

八寸折敷ニはたひき土器ニ盛備ル事壹膳、四寸折敷小つは土器ニ備ル事拾四膳也、先日敷設ヲ儲ケ
其上ニ案ヲ居テ、南面五脚東面志脚也、此五脚ノ中央ノ案ニ八寸折敷ノ分
志膳ヲ供フ是高祖ノ分也、左右四二寸折敷三膳ツ、合拾式膳供フ、是代々祖神ノ料也、東面ノ志
脚ニ四寸折敷ニ膳供フ是父母ノ料也、又西面隔ニ生魚、大根、米等因ノ如ク供フ、皆敷設ヲ敷ク供へ
終テ初献ハ拜八平手ニ獻奉拜手志脚、三献同上、終テ中央ノ御膳ヲ下ケ祭主直会ス、但し別膳ニ移ス
事而徹ス

同日諸神へ洗米割鱈節神酒等備ル
間神



居間神

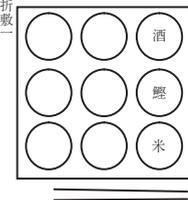


同日祝敷
小豆めし
鱈 鱈ふし
大こん

汁
焼物
魚

右小豆 米、焼物其外汁の身迄今日之直会ヲ用ユ、仍而諸神へハ備ル事なし
洗米神酒ヲ以前書之如ク備ル而已

御霊様



戎子大黒神

此分ハ土器著ナシ



此折敷四ツ



此折敷一ツ

表3 家庭内の祭祀とその供物

月日	行事名	対象	方法	内容			
一月一日	朝	朝神供并祝飯せんの物と云	大国、夷子	十二膳（神折敷へ直二盛 但し 壺膳ニ式所ツ、盛）	もち、あられ、いも（角切）、菜（但し 味噌煮）	【家内分：高膳二而据ル】小丸もち（神餅ノ直会也）、かんの物（いも輪切り、菜）、土器（田作 式、大こん漬式切）	
			竈神	壺せん 神折敷へ直二盛 但し 三ヶ所ニ盛			
			祖神	壺せん（八寸折敷ニ供也 小土器ニ盛 但し 餅三盛ノ神酒 三盛 箸ヲ添ノ田作 三盛）			もち、あられ、いも（角切）、菜（但し 味噌煮）、神酒
			金神、方主、宝神	壺せん（神折敷ニ盛 小土器ニ盛 但し 餅壺盛ノ雉 壺盛 箸添ノ田作 七ツ盛）			
	夕	神供		「今朝の如し」	膳、田作、飯（白めし）、神酒、大こん		【家内】飯、鱈（同前）、焼物（いわし）、汁（ミそ汁）等也
			竈神	鱈酒なし			
			大国夷子	酒なし			
			祖神、巳の神、金神等	飯（高盛）			
	夜	燈明	諸神 十二	案ノ板ニ式行六ツツ、備ル			
			大国夷子	式台ニ居ル			
祖神			式同				
金神			式同				
巳の神			■ル餅				
せつゐん 式ヶ所			壺ツ、■神折敷ニ据ル				
一月二日	朝	せんの物	昨日之如シ				
	夕		昨日之如シ 但し ことり鱈	焼物（魚あら）			
	夜	燈明	昨日之如シ				
一月三日	朝	せんの物	昨日之如シ				
	夕	祝	昨日之如シ 但し 柿なます	焼物なし、煮込平蓋、平（にんしん、大こん、いも、こんにやく、ごぼう）			
	夜	燈明	昨日如シ				
一月六日	夕	神供及祝飯	前之通り 但し 鱈ハ平鱈也 焼物干鰯也		「本日方大黒夷子四膳ツ、可備ル」		
	夜	燈明	前之通り				
一月七日	朝	神供	右備之様二日の如し	菜粥（粥柱餅 但しあられ）、神酒	【家内祝飯】菜粥、土器（田作式）、汁（大こん醬油汁はちはちと云）、小皿（こふの物式切） 「菜及びなづな等 前日年男持参スル事」		
	夕	門飾取払候事		酒	年男勤仕 但し 古来ハ十四日夕取計候処 当今ハ今夕取払候事 且又古来ハ今夕祝飯有之 近來無之ニ付かつのご煮		

					豆等也。男に酒。 〈朱書〉「十四日夕ナリシ故祝飯アリ今モ十四日夕ハ祝アリ」
一月十四日	夕 夜	神供祝飯 燈明	如六日 前々之通也		
一月十五日	朝	神供	供へ方五日の如シ	小豆粥	【家内祝】小豆粥（粥柱家内節餅ヲ用ゆ）。はちはち等七日の如し。
一月廿日		あん餅祝	「本日神供無之家内計祝也」		「万歳 セち餅也 金壺ふ式 匁。古来ハ米壺升 相調也」
		竈神	「但し竈神節餅ヲ用ユ。」		
旧四月	初 申 日	氏神祭	八寸折敷ニはたひき土器ニ盛備ル事壹膳、四寸折敷小つぼ土器ニ備ル事拾四膳也、先日敷設ヲ儲ケ其上ニ案ヲ居フ、南面五脚東面壹脚也、此五脚ノ中央ノ案ニ八寸折敷ノ分 壹膳ヲ供フ是高祖ノ分也、左右四ニ四寸折敷、三膳ツ、合拾式膳供ツ、是代々祖神ノ料也、東面ノ壹脚ニ四寸折敷式膳供フ是又母ノ料也、又西南隅ニ生魚、大根、米等図ノ如ク供フ、皆敷設ヲ敷ク供へ終テ初献ハ拜八平手ニ献奉拜手壹端、三献同上、終テ中央ノ御膳ヲ下ケ祭主直会ス但し別膳ニ移ス事而徹ス	白米五升、玄米五升、小豆壹升	【祝飯】小豆めし、汁、鱈（鯉ふし、大こん）、焼物（魚）右小豆、米、焼物其外汁の身迄今日之直会ヲ用ユ、仍而諸神へハ備ル事なし。
		居間神	此折敷一	酒3、鯉節3、米3、箸一膳、土器	洗米神酒ヲ以前書之如ク備ル
		居間神	此折敷二	酒、鯉節、米、箸一膳、土器	
		御霊様	此折敷一	酒3、鯉節3、米3、箸一膳、土器	
		戎子大黒神	此折敷四ツ 此分ハ土器箸ナシ	(鯉節2、米2)	
		荒神	此折敷一ツ 此分ハ土器箸ナシ	(米3)	
六月十七日		月次祭	祝飯白めし神供如常		
七月七日	井戸替	井戸神	神ノ折敷ニ盛	鯉ふし一本、神酒一盛、洗米一盛	家来三人年男ヲ除ク 〈朱書〉近來料捨式錢五厘ツ、遣ス古來ハ無料ノ処六錢式リ五毛遣シ又近來十式錢五り遣ス也 五十錢ト改ム 十七八年比方十錢ナリ 〈朱書〉去年旧七月七日ノ伊平清吉郎、庄兵衛ノ朝計、ヒルにうめん、干魚、菜（魚一

					切、なすひ)、酒 朝飯夕飯見計 廿七年ヨリ廿 錢ツ、遣ス 中飯煮温酒。す み酒、茄子、筍。酒出す。十 錢ツ、遣ス。
旧八月 廿一日	当町水神 祭				当日酒一升 若者へ遣ス。翌 日御備物分配ノ節 壺曳五 厘初穂遣ス。 <朱書>十七年 十七年九月 四日旧七月十五日 酒一升代 十七年九月初穂壺錢遣ス 誤り也□来一錢貳厘トスヘシ 十八年八月二十四日旧七月十 五日也 酒一升代廿錢遣ス
旧八月 一日	粟餅備ル	諸神			十七年旧八月一日祖神計備ル 盛ハ大国竈神 居間ノ神共備 ヘ然事 <朱書>旧例ハ如斯 諸神備ル也
旧八月 十五日				鏡餅も月輪二備 ル。 古来芋団子ヲ備ル ヨリ近年赤いもた んこを備ル。	
十月十 七日	新米神供 并 祝 飯		如常		
旧十月 二十日	夷子講			掛鯛一掛 夷子棚 二備ル。但古来祝 飯アリ当時ナシ。	
旧十月 十一日 初申	氏神祭		四月ノ如シ		
十一日 三日	天長節				本日天長節ノ処 尚行正忌日 ニ付祝なし
旧十一 月七日	山神備物	館町山神		小豆めし 素盛 候、海老押割半尾	家内祝飯如常
		宅神			
十一月 廿三日	新嘗祭		神供祝飯如常。 但し折敷ヲ用ユ。		
十二月 十三日	煤取				年男一人、御家来一人、女一 人に銭。
旧十六 日	朝類■歳				■子ノ朔日ト云
			祝飯 一月七日ノ如シ。 本日高膳用ユ。	芋粥(茶粥)、削鱈、 田作代■(改曆後 田作■ル■也)	
		大国夷子	常の如く四せん也		<朱書>近年相改メ諸神へ備へ 古来ハ魚一切大こんノ粕汁 也。常飯不調改曆後粕ノ調ヒ ■ル故也
	昼			汁、にしめ(い も、たこ、大こ ん)、茶漬、酒、 こん布う、煮魚、 汁、鱈(古来ハ汁 膾さは鱈也)	
	夕				酢がき位ニ而酒吞ス事
十二月 十七日	月次祭		祝飯白飯如常		

十二月 廿五日	餅搗		当日□飯神供無之		年男一人、御家来四人、雇女一人。 朝：しらめし、ひる：もち・にしめ・大こん、夕：さけ、魚煮付、干魚（かつのこ）
		諸神	神供如常		小豆めし、鱈一身、汁 一切、めし、大こん輪切

- 1 『年中行吏記草稿』の記述から、家族の誕生日、年忌等を除き、行事・供物とその対象等について抽出した。
- 2 出来る限り、史料中で用いられている仮名遣いそのまま記載した。

表4 家族の正忌日

月日	行事名		内容
七月十四日	尚行母正忌日	霊神祭	水、草菜、餅、箸（外ニ海老鮑ノ類ニ一品適宜備ル事）酒、干魚、餅、海菜、餅酒、野草、飯、生魚、飯酒、木菜、飯塩 臨時祭ニハ魚式種菜式種ヲ増加ス 本日墓参相勤ル神八年男へ申入兼而用意ス
十一月三日	尚行正忌日	霊神祭	霊祭如七月 「本日天長節ノ処 尚行正忌日ニ付祝なし」

『年中行吏記草稿』より抽出して作成。

た、『留守中心得雜記』では図示されていないが膳の配置図等も新たに加えられている。

家庭内の祭祀についての記述が増えたことその他に、家族に関する記念祭（「正忌日」の霊神祭、誕生日の祝い）についての記述があるのも、『年中行吏記草稿』の特徴である。

表4は、霊神祭についての記述のみを抽出したものである。尚行の母とは、徳輝の妻である信子を指し、文久二年（一八六二）六月十八日に亡くなっている。ただしこの時は旧暦であったため、七月一四日に霊神祭が行われている。また、十一月三日に「本日天長節ノ処 尚行正忌日ニ付祝なし」「霊祭如七月」とあり、尚行の霊神祭も信子の場合と同様に行われたようである。

また、個人の誕生日を祝う記述があることにも注目したい。表5は、誕生日を祝う記述を抽出したものである。誕生日が祝われているのは、「尚行」、「政太郎」、「昌光」、「しま」の四名である。

まず、「尚行」とは当時の岩井田家当主である。生まれ日は「天保十年四月十八日」と記されているが、生まれた時は旧暦が使用されていたため、新暦に換算して五月三十日に祝いを行っている。

「政太郎」は、明治八年（一八七五）三月二十七日生まれで、生まれた時にはすでに改暦後だったため、三月二十七

表5 誕生日の供物

実施日(新暦)	行事名	対象	方法		誕生日
三月二十七日	政太郎誕生日	(諸神)	諸神供進如常	小豆めし 神酒 鱈也	明治八年三月二十七日
		「産霊神供物」	但し土器なし神折敷二直ニ盛ナリ	丸握り飯 三ツ／丸石 三ツ／鱈 三ツ	
五月三十日	尚行誕生日		神供祝飯三月廿七日之如シ		天保十年四月十八日
六月廿一日	昌光誕生日		五月廿日ノ如シ		
九月八日	駒誕生日		神供祝飯 三月廿七日ノ如シ		天保十五年八月十四日也

『年中行事記草稿』より抽出して作成。

日に祝いが行われている。この人物は、岩井田家資料の書簡類から推察すると、明治十四年(一八八二)頃から明治二十三年(一八九〇)頃まで岩井田家で養子となり、岩井田政太郎を名乗っていた人物のようである。明治二十三年の年末に岩井田家の戸主を辞し、実家である孫福家に復籍しているが、岩井田姓を名乗っていた間は、誕生日の祝いが行われていた。また、六月二十一日生まれの「昌光」という人物についても誕生日を祝っている。この人物については、岩井田家の誰かの幼名であった可能性もあるが、はっきりしたことが分らない。⁽⁹⁾「こま」は、駒子と記さ

れることもあるが、尚行の継室である。天保十五年(一八四四)八月十四日生まれで、大正元年(一九一二)十一月十六日に八三歳で亡くなっている。この場合も、生まれた時は旧暦が使用されていたため、新暦に換算して、九月八日に祝いをしたと記されている。

尚行氏に実子はなく、尚行の姉は、このころにはすでに嫁ぎ、兄弟は早くに亡くなっている。詳細が不明な昌光を除くと、尚行、こま、政太郎が岩井田家の全員だったようである。岩井田家では、明治十五年前後から家族の誕生日を祝うという習慣があったということになる。

結 神主家の近代

三つの年中行事記を比較した場合、記載される行事の性格の違い以外に目立つ変化は、『年中行事記草稿』が新暦で記述されていることである。

改暦によって、旧暦のハレの日が廃止され、新たに国の祝祭日が制定された。五節句と盆の代わりに、明治六年(一八七三)十月十四日、新たに元始祭、新年宴会、孝明天皇祭、紀元節、神武天皇祭、神嘗祭、天長節、新嘗祭が祝祭日となり、明治十一年(一八七八)からは、春・秋の皇霊祭⁽¹⁰⁾が加わった。『年中行事記草稿』では、このうち、天長節と新嘗祭についての記述がみられる。新嘗祭について

は、十月十七日（新暦）に「新米神供」との記述もあり、祝祭日の制定前から、家庭内で新嘗祭にあたる何らかの祭祀が行われていたと見ることもできる。

旧暦のままで行う行事には、「旧」と特記して記されている。旧暦のまま行われていた行事は、氏神や山神の祭祀のようないわゆる「民俗」行事である。また、改暦前に生まれたり、亡くなった家族の記念祭は、旧暦を新暦に換算して行われた。このような記述から、新暦を基本としつつも、旧暦の世界もなお、併存していたということが分かる。

また、個人の誕生日の扱いは注目に値する。貴人の誕生日を祝うという例はあったものの、日本の民俗の中には、初誕生の祝いを除いて、誕生日を特別な日として祝う風習はなかったというのが通説である。生まれた段階ですで一歳と数え、正月の年取りで、皆いっせいに一つずつ年を取る。したがって、年をとるのは正月であり、個々人の誕生日が加齢の基準とはならなかった。

誕生日を祝うためには、個人の出生日が限定される必要がある。そのためには、生年月日を記した身分登録簿の有無の影響は大きい。壬申戸籍が明治元年（一八六八）に公布され、明治五年（一八七二）に施行され、それ以降、出生や死去等の届けが義務化されると、生年月日が限定されることになり、誕生日をもって加齢するということが一般

的になった。昭和二十五年（一九五〇）に年齢を満年齢で数えんとする法改正（年齢のとなえかたに関する法律）があり、満年齢で数えるようになった。ただし、岩井田家の場合は、亡くなった日だけでなく、生まれた日が分かっている人も多く、出生日の特定が戸籍制度の有無が絶対条件とは言えない。なお、出生日が特定されていた岩井田家でも、年齢は数え年で数えていたようである。

誕生日を祝う風習は明治期に流入してくる西洋風俗の一つとして、流入したということも考えられるが、『明治大正世相風俗史』『明治大正風俗流行語』『明治大正世相語辞典』などに、その痕跡は見当たらないようである。¹²誕生日に人を招いて祝うといった風習は大正期、昭和初期においても一般的なものではなく、一般化するのには戦後になってからと言われる。岩井田家の例は、誕生日に産霊神や諸神に供物を供えるというもので、人を招いた「誕生パーティー」ではないものの、何らかの形で誕生日を祝うということが明治期に行われていたことがうかがえる貴重な記録である。

記述された個々の行事については、改めて検討する必要があるが、研究としては不完全な段階ではあるが、それぞれ性格と時代の異なる三点の年中行事記の記述項目の比較を行い、明治維新後の近代化の中の改暦への対応、家庭内

祭祀の重視、家族の記念祭の実施に関する事例等を抽出した。特に、個人の誕生日を祝うという行為が、西洋的発想を日本的に解釈した結果であるのか、もともと、日本、あるいは伊勢の発想としてあったのかについては、今後の検討課題である。

註

(1) 一般的に、有力な寺院・神社の周辺に、参拝客を相手にする商工業者が集まることよって形成された町は門前町と呼ばれるが、神社の場合は、鳥居前町ともいう(藤本利治『門前町』古今書院、一九七〇年)。

(2) 「岩井田家資料」は、①御師活動、②御師廃絶後の殖産興業・下宿業、③神宮(大物忌父・子良、世木寺訴訟関係史料等の長官禰宜の被官公文関係資料、神宮遷宮行事、大麻等)、④家乗(書簡、年中行事、冠婚葬祭等の記録、什器等)、⑤掛け軸・屏風(神宮祠官、画家など伊勢の名士のものを含む)に関する資料からなっている。時代的には、中世のものも含むが、近世から昭和十年代にかけてのものが中心で、保管状況から考えると数回にわたって類別されたものと想像される。これらの内、冊子等のまとまったもの四三四点が、昭和四十年(一九六五)に神宮文庫に寄贈され、西川順土氏によって整理された。その残余の部分についての調査は、平成二十五年(二〇一三)現在、筆者を含むグループによって継続中である。

(3) 神宮司庁編『増補大神宮叢書十四 神宮年中行事大成

(4) 後篇』昭和十四年(吉川弘文館、二〇〇八年)所収。

(5) 岩井田家所蔵資料の中に、該当する資料は認められない。徳輝の葬儀記録については、伊勢市史・民俗編の編さん事業(二〇〇一年度～二〇〇八年度)の一環として調査を行い、翻刻を行っている。(濱千代早由美「幕末期における伊勢神宮師職の葬儀」『二藪得輝神主御逝去二付萬控』、『徳輝神主列帳』、『三重県史研究』第二二号、生活文化部文化振興室県史編さんグループ、二〇〇七年、六一～八〇)。

(6) 孫福弘字は、一時期、岩井田姓を名乗った少年の後見人になっており、岩井田家と密接な関係にあったようである。

(7) 資料中に「徳輝」の名が出てくるが、「先例」として既存の年中行事記等から転記したためと考えられる。同様の年中行事記は他にもまとめられたようである。天保期のものが確認されている。

(8) 年中行事についての詳細は、稿を改めて扱う必要があるが、『宇治山田市史』(宇治山田市編、宇治山田市役所、一九二九年)、『伊勢信仰と民俗』(井上頼寿、神宮司庁教導部、一九九五年)等を参照されたい。

(9) 明治二十八年(一八九五)の昌光宛の書簡が残っており、孫福、龍、横地、春木といった御師らがこの人物に関わっていたことがうかがえる。

(10) 尚行の正忌日であるため、尚行が亡くなった後は霊神祭を行ったようである。

(11) 明治期の変化として、天皇誕生日を祝う天長節が復活し、祭日として盛大に祝われるようになったことがあげられ

る（和田英松「誕生日の祝」『誕生日の祝・冠礼の変遷・食膳史 婚姻に関する法規風俗・玩具と民俗』雄山閣、一九三〇年、一一二）。『続日本紀』には、奈良時代に光仁天皇の誕生日が祝われている記録があるが、奈良朝以降、平安、鎌倉期に祝われた形跡はほとんどない。室町時代以後奈良天皇、正親町天皇の誕生日が祝われたが、小宴であり、さほど盛大ではなかった（小川了「伝統的子供文化の再生Ⅱ誕生日」井上忠司編『現代日本文化における伝統と変容四 都市のフォーークロア』ドメス出版、一九八八年、三二）。

（12）小川了「伝統的子供文化の再生Ⅱ誕生日」井上忠司編『現代日本文化における伝統と変容四 都市のフォーークロア』ドメス出版、一九八八年、三二。

『現代日本文化における伝統と変容四 都市のフォーークロア』ドメス出版、一九八八年、三二。

附記一 本研究は、伊勢市史・民俗編の編さん事業（二〇〇一年度～二〇〇八年度）、財団法人福武学術文化振興財団助成（平成二十二年度）による調査・研究、ならびに平成二十三年度～二十五年年度科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金（基盤研究（C）（一般）「近代の伊勢神宮改革と御師制度廃止に伴う伊勢信仰の相克に関する基礎的研究」研究代表：櫻井治男 課題番号二三五二〇〇八八）による研究成果の一部である。

附記二 資料の翻刻にあたっては、故櫻井勝之進氏、ならびに櫻井治男氏より、大いなるご教示をいただいた。

附記三 現御当主である岩井田尚正氏には、多大なるご理解とご協力を得て、調査を継続させていただいたことに感謝申し上げます。

（皇學館大学・帝塚山大学非常勤講師）